評議員及び役員の報酬等に関する規則

第１章　総則

（目　的）

第１条　この規則は、社会福祉法人新潟市中央福祉会（以下「本会」という。）定款第８条第２項に規定する評議員の費用弁償及び第２２条第２項に規定する理事及び監事の費用弁償等、並びに同条第１項に規定する理事、監事、理事長及び常務理事の報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金（以下「報酬等」という。）の額及びその支給方法及び第２４条第５項に規定する顧問の費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

（旅　費）

第２条　評議員、理事、監事、顧問並びに理事長及び常務理事が業務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

２　費用弁償として支給する旅費の額及び支払方法は、正職員の例による。

第２章　評議員、理事及び監事、顧問の報酬等

（理事及び監事の報酬）

第３条　定款第２２条に規定する理事（本会職員を兼務している職員を含む。）及び監事は無報酬とする。ただし、理事長及び常務理事を除くものとする。

（費用弁償の額）

第４条　評議員、理事（理事長、常務理事及び本会職員を兼務している職員を除く。）及び監事、顧問が、本会が要請する会議等の出席に応じたときに支給する費用弁償は、日額５，０００円とする。ただし、監事が、本会が要請する監査等を行うときに支給する費用弁償は、日額１０，０００円とする。

（費用弁償の支給方法）

第５条　費用弁償の支給は、振込又は会議当日支給する。

第３章　理事長及び常務理事の報酬等

（勤　務）

第６条　理事長及び常務理事の勤務は、常勤とする。

２　常務理事を定款第１６条第２項により２名とする場合、担当する事務により総務担当常務理事と施設担当常務理事とする。

３　常務理事は本会の処務規則第２条第２項に規定する施設長を兼務することができるものとする。その場合、勤務は正職員に準ずるものとする。

（理事長及び常務理事の報酬）

第７条　理事長及び常務理事の報酬総額は、年額１０，０００，０００円以内とし、理事長の報酬は、月額２５０，０００円、総務担当常務理事の報酬は、月額２００，０００円、施設担当常務理事の報酬は、月額３００，０００円とする。

２　報酬は、銀行振込にて各人の指定する本人の預金口座に振り込むことによって支払う。ただし、本人の申し出がある場合は、直接本人に支払う。

３　報酬を支払うときは、源泉徴収税、住民税、社会保険料等法令で定められたものを控除する。

（補　則）

第８条　この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附　則

１．理事長の勤務並びに報酬及び費用弁償に関する規程（平成２３年４月１日施行）については廃止する。

２．役員等の費用弁償に関する規則（平成１５年４月１日施行）については廃止する。

３．この規則は、平成２９年６月２３日から施行する。

４．この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

５．この規則は、２０１９年６月６日から施行する。

６．この規則は、２０１９年１１月６日から施行する。

７．この規則は、２０２０年４月１日から施行する。

８．この規則は、２０２２年６月９日から施行する。